

東京都市計画地区計画の変更（目黒区決定）

都市計画 自由が丘睦坂沿道地区地区計画を次のように変更する。

名称	自由が丘睦坂沿道地区地区計画	
位置※	目黒区自由が丘一丁目地内	
面積※	約 1.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、東急東横線自由が丘駅北側に位置し、自由通り（都道 426 号）沿いの古くからの地域生活に密着した商店街を中心とした地区である。</p> <p>また、自由通りは、自由が丘駅周辺の自動車交通の主要動線となっている。</p> <p>この自由通りを中心に、周辺の住宅地と調和を図りながら、安全で快適で豊かな商店街の形成を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>自由が丘駅周辺全体の商業については、良好な居住環境を背景とした「先進性」、「文化性」に加えて新しいイメージを伴う多様な商業空間が形成されつつある。</p> <p>その中で本地区は、自由通りを中心に歩行者空間の確保を図るとともに、敷地内の緑化を進め潤いのある環境づくりをめざす。</p> <p>また、商店と住宅の調和を図るとともに、建築物の共同化を推進し、合理的な土地利用の形成をめざす。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>自由通りの十分な交通機能を補完することを目的として、自由通り沿いに建築物の壁面後退によって歩道状空地の整備を進め、より安全で快適な歩行者空間の確保を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の住宅地と調和し、賑わいのある商店街の形成を図るため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の用途の制限 2 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 3 壁面の位置の制限 4 建築物等の高さの最低限度 5 建築物等の形態又は意匠の制限 <p>を定める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長
		公共空地	歩道状空地	1. 5 m	約530 m
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	<p>1 次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場又は水泳場</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 床面積の合計が15㎡をこえる畜舎</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同第11項に掲げる「特定遊興飲食店営業」の用に供するもの</p> <p>(7) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（上記（6）に掲げるものを除く。）の用に供するもの</p> <p>(8) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（上記（6）及び（7）並びにダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）の用に供するもの</p> <p>2 自由通りに2 m以上接する敷地（路地状敷地を除く。）には、1階部分が住宅、共同住宅等の居室の用途に供する建築物は、建築してはならない。</p> <p>ただし、用途上やむを得ないものはこの限りではない。</p>		
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度※	<p>10分20</p> <p>ただし、自由通りに2 m以上接する敷地（路地状敷地を除く。）にあっては、この限りではない。</p>		

	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から自由通りとの道路境界線までの距離は、建築物の高さ2.7m以下の部分にあつては1.5m以上、高さ2.7mを超える部分にあつては0.5m以上としなければならない。</p> <p>2 自由通りに2m以上接する敷地（路地状敷地を除く。）にあつては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から第1種低層住居専用地域との境界線までの距離は、建築物の高さ10mを超え13mまでの部分にあつては2.5m以上、高さ13mを超える部分にあつては5m以上としなければならない。</p>
	建築物等の高さの最低限度	自由通りに2m以上接する敷地（路地状敷地を除く。）あつては、建築物の高さの最低限度を7mとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩は周囲の環境と調和した、落ち着いた色調とする。

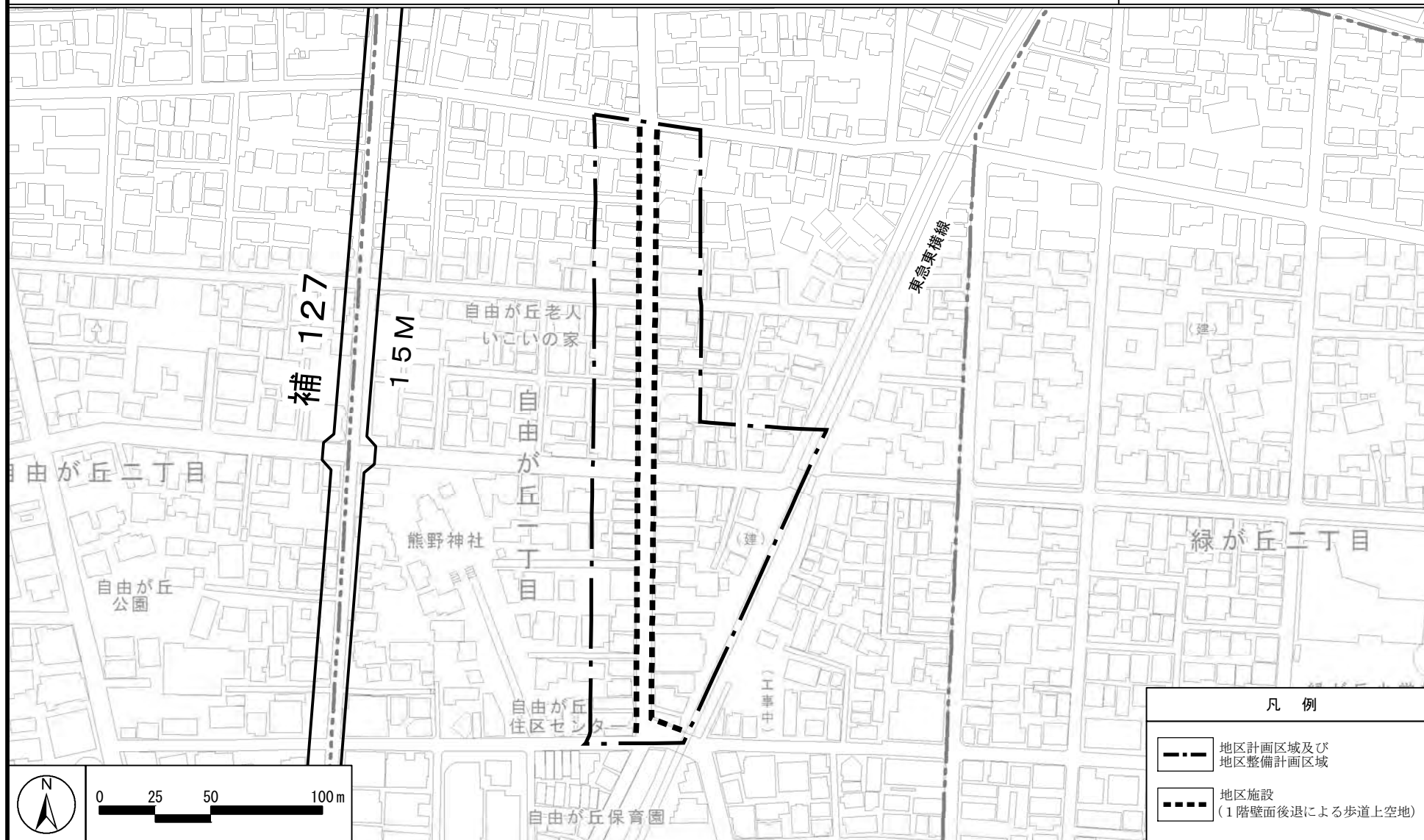
※印は、知事協議事項

「地区計画の区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴う規定の整備及び建築物等の用途の制限の見直しを行うため、地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画 自由が丘睦坂沿道地区計画 計画図 (その1)

[目黒区決定]

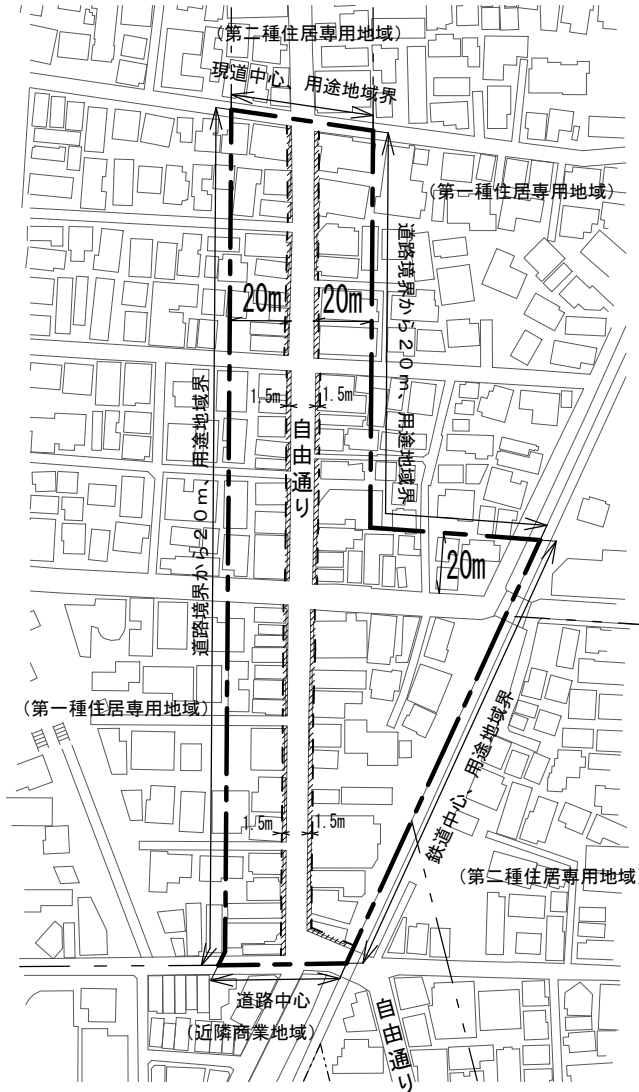
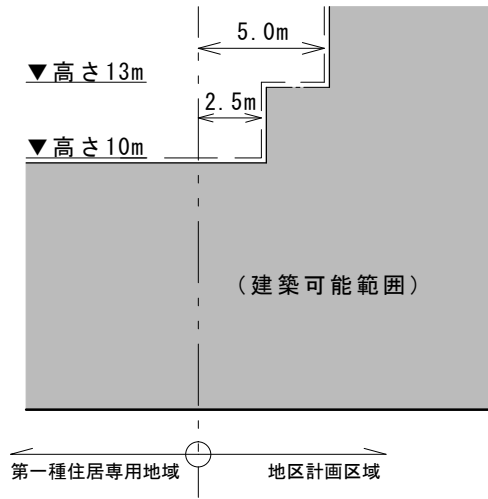


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号) 27都市基交測第159号・平成27年12月24日、(許諾番号) MMT利許第27002号-20・平成27年12月24日、(許可書番号) 27都市政都第328号・平成28年1月8日

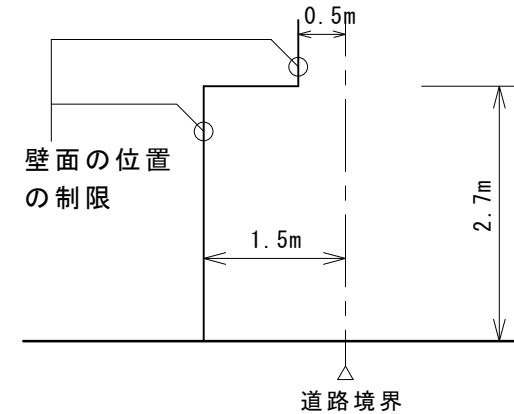
東京都市計画地区計画

自由が丘陸坂沿道地区計画 計画図（その2） [目黒区決定]



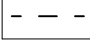
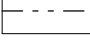
＜第一種住居専用地域に接する部分の壁面の位置の制限＞
 （自由通りに2m以上接する敷地の場合）

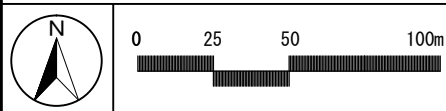


＜自由通り沿道の壁面の位置の制限＞



凡例

-  地区計画区域
（地区整備計画区域）
-  地区施設
（歩道状空地）
-  壁面の位置の制限
（自由通り沿道建築物の1階部分）
-  用途地域境界



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 （承認番号）27都市基交測第159号・平成27年12月24日、（許諾番号）MMT利許第27002号-20・平成27年12月24日、（許可書番号）27都市政都第328号・平成27年1月8日